

◆◆◆掲示板に書き込みを◆◆◆

市のホームページに、「市民交流掲示板」を設置しています。皆様の情報の交換の場としてどうぞご利用ください。利用の際は、ルールを必ず守ってください。

に関する情報提供などを行って
います。

※相談内容の秘密は厳守します
ので、お気軽にご相談くださ
い。

▼相談方法

- ・電話相談⇒直接相談に来られ
ないときや、電話のほう相
談しやすいとき
- ・来所相談⇒直接会って相談し
たいときや、相談内容が複雑
なとき

▼相談を受けるところ

- ・場所⇒伊奈庁舎児童福祉課
(相談は相談室で行います。)

・電話⇒58・2111

(内線1161)

・担当者⇒自立支援員(舟見)

- ・相談日および時間⇒月～水曜
日 午前9時～午後4時30分
- ※予約できる方は事前に予約し
てください
- 費用は一切無料です。

②市立保育所送迎バス事業の終
了について

谷和原第1保育所および谷和
原第2保育所で実施していまし
た送迎バス事業について、利用
者の減少により、平成20年3月
31日をもって終了させてい
たきます。ご理解・ご協力の
ほどよろしく願います。

問 伊奈庁舎児童福祉課

☎58・2111

(内線1160・1161)

戦没者遺族に対する
第8回特別弔慰金の
支給について

平成17年4月1日から引き続
き、戦没者遺族に対する第8回
特別弔慰金の請求の受付をして
います。受付期限を過ぎると、
特別弔慰金を受ける権利が消滅
するため、請求がお済でない方
は、至急、請求手続きをお願い
します。

▼支給対象⇒平成17年4月1日

において、戦没者死亡に関す
る年金給付(公務扶助料、遺
族年金、遺族給付年金など)
を受けていないご遺族

▼支給順位⇒次の順番による先
順位のご遺族1人です。

- ①平成17年4月1日までに弔慰
金(戦傷病者戦没者遺族等援
護法)を受けた者
- ②戦没者の子
- ③戦没者と1年以上生計関係を
有し、かつ、戦没者と氏が同
じである父母、孫、祖父母、
兄弟姉妹
- ④右記③以外の父母、孫、祖父
母、兄弟姉妹
- ⑤右記①～④以外のご遺族で、
戦没者の死亡時まで1年以上
生計関係を有していた3親等
内の親族

▼支給額⇒40万円(10年償還)

▼受付場所⇒伊奈庁舎社会福祉

課
▼受付期限⇒平成20年3月31日
(月)

▼必要書類⇒請求書類は社会福
祉課にあります。その他、戸
籍など必要になりますの
で、詳細はお問い合わせくだ
さい。

申問 伊奈庁舎社会福祉課

☎58・2111 (内線1152)

茨城県最低賃金
改正のお知らせ

守ろう！確かめよう！
この最低賃金

茨城県内で事業を営む使用者
とその事業場で働くすべての労
働者(臨時に雇用される者、パ
ートタイマー、アルバイトなどを
含みます)に適用される茨城県
最低賃金が、時給665円(引
き上げ額10円)に改正されまし
た。詳しくは、お問い合わせく
ださい。

問 茨城県労働局労働基準部賃

金室

☎029・224・6216

<http://www.ibarakiroudou>

kyoku.go.jp/

農業委員会からの
お知らせ

①農地の埋立て・盛土について
農地は、皆さんの食生活を支
えるかけがえのない財産です。
そこに耕作に適さない土など
を入れてしまうと復元が困難に
なり、地域農業にとつて大きな
損失にもなりかねません。

農地の埋立てや盛土を行う場
合には、許可または届出が必要
となりますので、行為をする前
に必ず地元農業委員または農業
委員会事務局にご相談くださ
い。

②農業委員会各種申請受付期間

3月の各種申請の受付期間は
次のとおりです。

▼受付期間⇒3月10日(月)～14日(金)

③標準小作料について
2月1日より、標準小作料が
改定になりました。

・田の部⇒2万円(10町当り)

・畑の部⇒9千円(10町当り)

申問 谷和原庁舎農業委員会事
務局 ☎58・2111
(内線81200・8122)